令和2年度 第2回愛知県障害者自立支援協議会医療的ケア児支援部会

議事録

令和3年2月10日(水)

# 令和2年度 第2回愛知県障害者自立支援協議会医療的ケア児支援部会 議事録

### 1 日時

令和3年2月10日(水)午後2時から午後3時5分まで

## 2 開催方法

Web会議

### 3 出席者

梅木千鶴 委員、大石明宣 委員、大南友幸 委員、伊東世光 委員、中村忍 委員、中神 達二 委員、夏目淳 委員、三浦清邦 委員(西脇毅 委員、古橋聡子 委員、新井在慶 委員、高嶋みえ 委員、加藤秀一 委員 欠席)

8名

### (事務局)

保健医療局技監、障害福祉課医療療育支援室長他

### 4 開会

- <保健医療局長谷川技監挨拶>
- <資料確認>
- <委員紹介>

# 5 部会長挨拶

#### (大石部会長)

皆さんこんにちは。部会長を務めさせていただきます、愛知県医師会理事の大石です。 私も昨年度までは一委員として、重心施設を運営するものとして、この部会に参加さ せていただいておりましたが、前任者である、野田先生が医師会の副会長になったとい うことで、今年から、県医師会からは、私が出席するということになりましたので、よ ろしくお願います。

それでは、次第に沿って議事を進めて参りますが、本日の会議の終了時刻は 15 時 30 分を予定しております。これからの議事が円滑に進みますように皆様のご協力をお願いいたします。

# 6 議事

議題(1)令和2年度愛知県障害者自立支援協議会医療的ケア児支援部会の議事結果を踏まえた対応について

資料 1 令和 2 年度愛知県障害者自立支援協議会医療的ケア児支援部会の議事結果を踏ま

## えた対応について

資料 2 医療的ケア児者支援社会資源現況調査票

追加資料 名古屋市医療的ケア児支援サイト「えがお」トップページのイメージ

### (大石部会長)

それではまず、議題1の「令和2年度第1回医療的ケア児支援部会の議事結果を踏まえた対応」について、議事務局から説明をお願いいたします。

#### (事務局・大谷室長補佐)

障害福祉課医療療育支援室の大谷と申します。

資料1と資料2、それからメールで追加配布させていただきました追加資料に基づきまして御説明します。

まず資料1を御覧ください。資料1は書面会議として開催しました、第1回医療的ケア児支援部会の会議録として、委員の皆様からいただきました御意見や御質問とそれに対する県の回答をまとめたものとなっております。

一枚はねていただきまして、資料右下の通しページの2ページ目をご覧ください。

「議題(1)令和 2 年度愛知県医療的ケア児等支援社会資源現況調査」についてですが、資料 1 の 2 ページから 5 ページの中段にわたり、調査全体や調査票について様々な御意見をいただきまして、資料の左側に御意見等、その右側に県の回答を記載させていただいております。

今回の調査では、医療的ケア児者が活用できる社会資源を広く把握することに主眼を置くこととし、その中で、御意見をなるべく反映する方向で検討・対応いたしました。 一方、回答をいただく施設の方のご負担等も考えながら、反映しきれていないものもございました。

最終的な調査票案は右下の通しページの 10 ページから 16 ページにございます、資料 2 のとおりとなっておりますので、御了解いただきますよう、お願い申し上げます。

次に、資料の通しページの5ページを御覧ください。中段あたり、「議題(2)令和 元年度医療的ケア児者実態調査の結果について」を御覧ください。

調査結果に対する御意見は資料の5ページから7ページに渡って記載しております。 委員の皆様からいただいた御意見のうち、主なものとしては、「災害へ向けた対応について」及び、「レスパイトを中心とした家族支援」の2点です。

最も多く御意見をいただきましたのは、災害へ向けた対応についてです。具体的には、 1つ目は、災害時要配慮者支援の制度について、登録により得られる支援等、メリット について、対象者へ積極的な周知を行うこと。2つ目は、災害時の医療的ケア児者への 支援にあたって、自治体のみではなく、訪問看護事業所を始めとした関係機関の連携に よる役割分担の必要性について。3つ目は、非常用電源の確保について。そして4つ目 は、市町村において昨年度の実態調査結果を活用し、特に人工呼吸器使用児者のマッピングや避難先の決定を行うこと。といった御意見がありました。

県の対応といたしましては、災害時要配慮者支援制度といった防災施策については、 実施主体が市町村であることから、前年度の調査結果により把握した対象者の情報を活 用して、制度の周知や電源の確保について、地域の関係機関との連携により役割分担を 行うといった、災害時の支援体制の整備について、各市町村の協議の場等で協議・実践 されるよう働きかけてまいりたいと考えております。

2番目に多く御意見をいただきましたのは、レスパイトを中心とした家族支援についてです。具体的には、1つ目として母親を中心とした介護者の心身への負担が非常に大きいため、医療的ケア児者に対応できるショートステイ事業所を増やすこと。2つ目として、障害福祉施策での重要課題である「地域生活支援拠点整備」に医療的ケア児も含めた議論とすることを各自治体にアナウンスすること。3つ目として、医療機関でのレスパイトに対する補助事業や、保育所や学校への訪問看護の派遣事業による家族支援といった多角的な支援方法の実施について。4つ目、御家族や御本人がレスパイトを安心して利用するため、医療的ケア児者の個別性にフィットした支援(ソフト面の充実)について、御意見がありました。

県としましては、市町村に配置するコーディネーター養成研修を継続して実施することで、人材育成を図り、コーディネーターが地域の協議の場である自立支援協議会を活用し、地域の関係機関との連携による支援を行うことや地域の状況に応じた、インフォーマルな支援を含めた社会資源の開発を行えるようにしていきたいと考えております。

またそのために、コーディネーターの更なる研鑽の機会や、コーディネーターへの支援を行うことができる体制の構築を図ると共に、各市町村での取り組み事例の情報提供を行ってまいりたいと考えております。

次に、資料の通しページ 7ページを御覧ください。「報告事項 医療的ケア児関連事業の実施状況について」でございます。県及び市町村における医療的ケア児関連事業の実施状況に対する御意見は資料の 7ページから 9ページに渡って記載しております。

委員の皆様からいただいた御意見のうち、主なものとしては1つ目が医療的ケア児等コーディネーターの活動に関することについて、2つ目が医療的ケア児支援に関する情報発信についての2点です。

最も多く御意見をいただきましたのは、医療的ケア児等コーディネーターの活動に関することについてです。具体的には、1つ目として市町村におけるコーディネーターの活動に関して、位置づけや役割が明確でなく、活動への保証がされていないとの報告があることから、コーディネーターの処遇(委嘱、設置の方法や経費負担の状況)の調査を実施してほしいという御意見。2つ目、コーディネーターの質の向上としてフォローアップ研修や困難事例への支援体制が必要であること。それから3つ目

として、退院支援を含めた福祉サービスが入る前の相談体制の確保について御意見が ありました。

県としましては、先ほどの実態調査に対する御意見への対応の御説明と重複しますが、 コーディネーターの更なる研鑽の機会や、コーディネーターへの支援を行うことができ る体制の整備を行うと共に、市町村に対し、コーディネーターの処遇等の状況について も調査を行ってまいりたいと考えております。

また、コーディネーターの配置に要する経費につきましては、国の補助事業の「医療的ケア児総合支援事業」を活用することについて、会議等を通じて改めて周知を図ってまいります。

次に、2番目に多く御意見をいただきましたのは、医療的ケア児支援に関する情報発信についてです。具体的には、江南保健所のガイドブックはよくできている。こうした自治体個別のガイドブックができると良いとの御意見。また、名古屋市で取り組んでおられる「医療的ケア支援情報発信ツール制作」等の事業を積極的に進められたい、との御意見がございました。

名古屋市の情報発信ツールにつきましては、委員の皆様に追加資料としてメールでお送りしました A4、1 枚ものの資料を御参照いただきたいと思いますが、「医療的ケア児支援サイト えがお」という web サイトを現在作成中でありまして、3 月下旬の公開を予定しているとのことでございます。資料は、このサイトのトップページのイメージとなっております。

県では、こうした先進事例を情報提供することにより、他市町村への取り組みが広がることを期待しております。

議題1に関する説明は以上です。

### (大石部会長)

はいありがとうございました。

事務局の説明は以上ですが、皆さんから御意見等を、いただきたいと思います。 三浦先生、どうぞ。

#### (三浦委員)

事務局の最後の説明にありました、名古屋市のホームページの件ですが、日曜日に愛知県医師会小児科医会、名古屋市医師会小児科医会の合同小児在宅医療委員会が Web 開催されました。そこで、委員長の浅井先生から、名古屋市が資料のとおりホームページを作成中であること、できれば愛知県にもこのような形のサイトを作って欲しいと、紹介を依頼されました。

県で作成するのは難しいと思いますと答えておきましたが、豊橋市や豊田市でも何年 も前から、紙ベースのガイドブックを出されていますが、ホームページであれば随時更 新ができますし、名古屋市の場合は、トップページから災害のページにも飛ぶことができるので、力のあるところは、このようなホームページを作っていただけるといいなと思っております。

# (大石部会長)

三浦先生、ありがとうございます。

他に、御意見等ございますでしょうか。よろしいですか。

三浦先生がおっしゃるように、紙ベースではなく、名古屋市のような Web ページを他の市町村でも、県の指導の下、充実していただきたいということで、皆様よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

# (三浦委員)

他にないようでしたら、もうひとつよろしいですか。

災害に向けた対応として、呼吸器使用児のマッピングについてですが、野田先生の瀬戸市や大石先生の豊川でも作られているかもしれませんが、電子@連絡帳を使ったマッピングが将来できればいいなと思っているのですが、回答では、介護保険の部門で使われているので、市町村で障害児者の活用は、なかなかできないとのことでした。

愛知県としても、何年か後にはこうしたプラットホームを作っていくこととして取り組んでいることについて、情報提供させていただきます。

## (大石部会長)

三浦先生、ありがとうございます。

電子@連絡帳は各市町村がサーバー代を IIJ (株式会社インターネットイニシアティブ) に払っているので、各市町村の予算がどこから出ているかによって影響して、今までは介護保険関係の部署が出していたということで、なかなか小児在宅の方では広まらなかったのですが、例えば私のいる豊川市では、今年から予算の組み立てを替えまして、正式に小児の方も OK になりました。他の市町村でも、瀬戸市のように進んでいく方向であると考えております。

昨日、豊川市の医療的ケア児等コーディネーターのことについて豊川市と打合せを したのですが、積極的に取り組んでいくとお返事をいただいたものですから、瀬戸市の ように豊川でも取り組んでまいりたいと考えております。

他によろしいでしょうか。

議題(2)令和元年度医療的ケア児者実態調査実施に関する事後調査について 資料3 令和元年度医療的ケア児者実態調査実施に関する事後調査

### (大石部会長)

では次に、議題の2に移りたいと思います。

議題の2は令和元年度医療的ケア児者実態調査実施に関する事後調査について、事務 局から説明をお願いします。

### (事務局・大谷室長補佐)

障害福祉課医療療育支援室の大谷でございます。

引き続き、私から議題の(2)「令和元年度愛知県医療的ケア児者支実態調査実施に関する事後調査」について、御説明させて頂きますので、よろしくお願いします。

資料3を使用して御説明します。まず始めに通しページの21ページを御覧ください。 今年、1月に市町村向けに本県が実施した調査の依頼文書です。

内容は、昨年度実施いたしました医療的ケア児者実態調査後の市町村における取り組み状況の調査であります。調査内容は、「記」以下にございまして、2項目あります。

1つ目が実態調査において収集した避難行動要支援者の把握を目的とした個人情報の提供を受けた方の避難行動要支援者名簿への登録状況等です。昨年度、実態調査の二次調査のアンケート用紙を回収するのと同時に、お住まいの市町村へ避難行動要支援者名簿の登録を希望される方について、個人情報の収集を行いました。個人情報収集の様式は資料の通しページ23ページのとおりです。

二次調査アンケート用紙とともに、こちらの様式に名前や連絡先等を記載して返信いただいた方について、市町村毎に集約して、一昨年12月に、該当市町村へ送付いたしました。その後、その方々について、避難行動要支援者名簿への登録等がどのように進んでいるか、また、登録等に関する課題等について、調査を行いました。

資料の21ページに戻っていただきまして、2つ目の項目は、医療的ケア児者を把握するための取り組み状況についてです。

実態調査の一次調査において、各市町村が関係機関から集められた医療的ケア児の データを精査し、管内の医療的ケア児者の把握を行っていただきましたが、その後、約 1年の間に、継続して医療的ケア児者の把握が行われているか、また、把握をする上で の課題等について、調査を行いました。

市町村への調査様式は、一枚めくっていただきまして、資料22ページの様式のとおりでございます。

この調査の集計結果が資料の通しページ 17ページ、A3 縦向きの資料でございます。 まず、一つ目の調査項目、二次調査時に個人情報の提供を受けた方の、避難行動要支援者名簿への登録状況等です。

集計表の一番左の枠、お住まいの市町村へ個人情報の提供を希望された方の市町村 別の人数がございます。豊橋市が26名、岡崎市が23名といった具合です。ここをず っと下の方向にみていだだきまして、番号9の津島市、17の常滑市、それから一枚めくっていただきまして、46の阿久比町、48の南知多町、53東栄町それから54の 豊根村の6市町村につきましては、希望者が0となっておりました。全体の希望者は最終行にあるとおり、341名分でございました。

このうち、要支援者名簿への登録が行われた方の数が、隣の列にあり、全体で278 名の方が名簿へ登録されております。希望者のうちの8割程度です。

さらに、隣の列は、名簿への登録情報について、地域の支援関係者への情報提供を行っても良いと同意された方の数で、189名です。名簿登録者のうち、7割程度です。 それから、名簿情報に基づき、市町村が民生委員や、自治会、福祉事業者等の関係者と要支援者である御本人様や御家族と打合せを行いながら、個別計画を策定された方の数が53名です。関係者への情報提供同意者の3割程度です。

次に(2)は、名簿登録ができていない場合の理由です。市町村が規定する名簿登録の基準の対象外である場合が8市町村、制度の説明後に登録を希望されなかった方がいる市町村が7市町村、その他の理由によるものが、12市町村で、具体的理由は理由欄に記載されたとおりで、対象者の死亡や調整中といったものがございます。

市町村の規定する名簿登録の基準についてですが、例えば、肢体不自由や視覚障害により、避難行動に制限がある、あるいは知的障害等で避難行動の指示が通りにくいといった場合とされており、医療的ケアの内容が導尿のみ等、避難行動にあたり制限がないと判断されると、該当しないといった事例があるようです。

次に、(3)は計画策定が未策定である場合の理由です。「地域の支援関係者への情報 提供に御本人様の同意がない」が9市町村、「計画策定被必要な支援関係者の不足」が1 9市町村、その他の理由を記載した市町村が25市町村ございました。

その他の理由につきましては、理由欄に記載のとおりで、策定の準備中、策定が義務ではなく、地域の自主防災組織に任せてある等でございました。

避難行動要支援者名簿への登録状況等についての説明は以上です。

次に、資料の通しページ19ページを御覧ください。2つめの調査項目、医療的ケア 児者を把握するための取り組みです。

表の左から、関係機関との連携により医療的ケア児者の把握を行っている状況として、母子保健、保育子育てから始まり、訪問看護まで8つの機関と、個別ケース等一部でも連携により把握していれば○と記載していただきました。また、それぞれの部署で把握している個人情報を障害福祉課等、医療的ケア児を所管する部署で、とりまとめて、全体を把握している場合は別途○を記載していただきました。また、その他の取り組みがある場合は、具体的に記載をお願いしました。

その結果、次の20ページに集計がございます。母子保健始め、市町村内部での把握は多くの自治体で行われておりますが、役所外との連携については県保健所との連携が6、医療機関・訪問看護がそれぞれ15自治体のみであり、これらを統括して全体把握

ができている自治体は18市町村となっております。

次に、把握する上での課題としては、障害福祉未利用者(障害者手帳を持っていない方)の把握が困難としている自治体が34市町村と最も多くなっております。また、個人情報の取り扱いの課題や、医療機関から地域へ移行する際の福祉への繋ぎのしくみが十分でないことなどにより、地域の関係機関や医療機関との連携に課題があるようです。

情報連携の取り組み事例としては、協議の場や関係者会議等の定例的な連携を挙げる市町村が多くありましたが、半田市においては、医療的ケア児者の情報が入った場合、速やかに緊急受理会議を行っているという報告がございました。

医療的ケア児者の把握につきましては、議題1でも触れました、災害対策にもつながる事項であることから、市町村へは、今後も協議の場等で関係機関との連携を十分行い、 医療的ケア児者の把握に努めていただくよう、お願いをしてまいりたいと考えております。

議題2に関する説明は以上でございます。

### (大石部会長)

はい、ありがとうございました。

ただいまの事務局の説明に関してどなたか、御意見や御質問がございますか。挙手にてお願いします。

では、三浦先生お願いします。

#### (三浦委員)

はい。最後のところの、障害福祉の未利用者が把握しにくいということでしたが、確認ですが、実態調査の一次調査のときには、各市町村に何人いるかは伝わっていますし、ある程度市町村が個人情報を把握しているというふうに理解していたのですが、その中に障害福祉未利用者が含まれないということでしょうか。幅広く調査を行ったので、福祉を利用していない人も医療的ケア児者の調査に乗ってきたのかなと思ったのですが、このように把握ができないと回答があったので、質問をしました。

#### (大石部会長)

県の方、いかがでしょうか。

# (事務局・大谷室長補佐)

はい。障害福祉課の大谷でございます。

昨年度実施しました、一次調査においては、三浦先生が御指摘のとおり、様々な関係 機関から情報を収集しまして、市町村においてそれらのデータを精査したところでご ざいます。しかしながら、収集した情報といたしましては、年齢、性別、居住市町村、 医療的ケアの内容、障害のもととなった原疾患、歩けるかどうかといった運動機能及び 多胎児の該当についてでありまして、これらが完全一致するもの、一致しないものがあ り、例えばイニシャルであるとか、個人を特定しやすいような情報は持っておりません ので、特に人口が多く医療的ケア児者も多い自治体においては、重複データの完全な消 し込みが難しいといったことも聞いております。

一方で、単に人口が多いと分からないという訳ではなく、豊橋市のように、本調査より前から、医療機関等との連携により、把握を進めている自治体もございますので、把握が十分に進んでいない自治体におきましても、他の市町村の取り組み状況を参考にしていただきながら、少しずつ把握をしていただけたらと考えております。

事例として、春日井市においては、市役所内の情報だけでなく、当事者団体に依頼し、 市が医療的ケア児の把握に努めている旨の案内をして、個別の申し出により市へ情報 を提供していただくようにしているという取り組みをされています。

また、豊川市においては、相談支援専門員との連携により把握をしているという報告もあり、市町村が情報を取りに行くには、個人情報の収集への同意というのが、課題となるため、情報を持っているところで、御本人と御家族から同意を得て、市町村へ情報提供していただけると、医療的ケア児者の把握がしやすくなると考えられます。

### (大石部会長)

ありがとうございます。やはり、個人情報保護条例が壁になっているようです。いかがでしょうか。

# (事務局・大谷室長補佐)

はい。そのように考えます。例えば、自治体内においても、同意が無ければ情報の共 有が難しいといった声も聞かれました。

# (大石部会長)

先ほども話に出ましたけれど、電子@連絡帳等の ICT を使う場合には必ず個人情報に関する同意書を取っています。ICT に関わる全ての機関に対して情報は全てオープンにしますという同意書を取らないと電子@連絡帳が使えないという形になっているので、イニシャルとかではなく、ちゃんとフルネームで生年月日も住所も全部公開するという風になっています。やはり、そういった普及ができていないような大都市では、そういう困難が起きてくるのかと思われます。

うちでも、医療的ケア児の訪問診療に行っていますが、全例同意書を取っていますので、そうした普及も今後考えていっていただきたいと思います。

他に、いかがでしょうか。

これで2つの議題が終了になりますが、時間もございますので、その他御意見や御質問

のある方は、御発言をお願いします。 はい、三浦先生お願いします。

# (三浦委員)

避難行動要支援者名簿への登録ですが、今回のデータは、個人情報の提供を希望した 方だけになっていますが、二次調査で回答のなかった、これ以外の医療的ケア児者の避 難行動要支援者名簿への登録も行われていると思いますが、全体の把握はできないでし ょうか。

市町村から医療的ケアの方へ、特に呼吸器の方等、限定的でも構わないので名簿への 登録の呼びかけをしていただけるようにならないのかと思います。

これ以外の方への取り組みについて分かっている情報はありますか。

### (大石部会長)

県の方、いかがでしょうか。

## (事務局・大谷室長補佐)

障害福祉課の大谷でございます。 御質問、ありがとうございます。

今回の追跡調査につきましては、少なくとも二次調査で御自身から登録したいと積極的に情報提供をしていただいた方については、全員、名簿登録を行っていただけるよう、市町村に働きかける意味合いもございました。

今回の調査を通じまして、市町村の担当者に聞き取りを行ったところによりますと、この調査をしたことで、名簿登録の基準に「医療的ケア児者」が入っていないので、その取扱を明記するような検討を行うこととなった、とか、個別計画については地域(自主防災会等)に任せていて、市町村では把握していない、あるいは計画作成について役所内で調整ができていないといった課題があることが分かりました。

様々な課題がある中で、三浦先生からの御意見のとおり、例えば呼吸器を付けた方など、災害時に特に支援が必要となりそうな方を優先的に、計画策定に向けて取り組んでいただけるよう、また、自立支援協議会といった医療的ケア児支援の協議の場において、個別計画の策定について議題としていただき、医療的ケア児等コーディネーターを通じて、対象者への名簿登録制度や登録することのメリットの周知、あるいは関係機関との協力体制の構築等について検討していただくよう、働きかけてまいりたいと考えております。

# (大石部会長)

はい、ありがとうございます。

## (三浦委員)

よろしくお願いします。

### (大石部会長)

他には、よろしいでしょうか。中神さん、どうぞ。

### (中神委員)

先ほどの、災害時の個別支援計画の策定状況ですが、2019 年 6 月の調査によりますと、全国市町村の1 2%しか個別支援計画を作っていないという状況でして、それは、あくまでも作成は任意であるということで、全国父母の会としては、国の方へ義務化を要望しているところです。障害を持っている子ども達については、やはり個別支援計画が必要であるということで、我々としても要望を重ねているという状況です。よろしくお願いします。

# (大石部会長)

ありがとうございます。

他にどなたか御意見等ございますか。よろしいでしょうか。

本日は、会議に御出席いただきましてありがとうございました。

議題1については、皆様の関心事は、災害時の支援やレスパイトといった家族支援に 多くの質問が集まったということで、県から御報告がありました。

また、名古屋市の医療的ケア児支援 web サイト「えがお」について、紙ベースでのガイドブックはいくつかありますが、今後は、Web 版で作っていただけるよう、各市町村へ県から御指導をお願いしたいと思います。

また、電子@連絡帳は県内のほとんどの市町村で入っており、一部の市町村は別の ICT が入っているのですが、せっかく、ほとんどの市町村が入っておりますので、これ を活用していただいて、災害時の情報提供とか、先ほどの把握困難となっている個人情報についての課題も、利用するときに必ず同意書を取っていますので、活用していただけたらと思っております。

また、中神さんからも情報提供がありましたが、全国の市町村でも、災害時の個別支援計画が12%しか作られていないということでしたので、国の義務化は先のことになるかもしれませんが、それより前に、各市町村へ県の御指導でお願いしていっていただきたいと思います。

よろしいでしょうか。

#### (三浦委員)

大石先生、ひとつ追加をよろしいでしょうか。

### (大石部会長)

はい。三浦先生、どうぞ。

# (三浦委員)

資料2の社会資源現況調査ですけれど、これはもうじき発信されるということでよろしいですか。例えば、うちの病院にはいつごろ届くのかな、ということを教えていただけますか。

# (大石部会長)

1月末時点の調査ですが、いつごろ事業所へ送られるのか、ということですね。 県の方、いかがでしょうか。

### (事務局・大谷室長補佐)

障害福祉課の大谷でございます。

現在、事務を進めているところですが、具体的な発送日等はまだ決まっておりません。 今年度実施の調査ですので、なるべく早急にお送りできるよう、取り組んでまいります。

### (三浦委員)

結構膨大なデータを書かなければならない調査ですので、あまり年度末に差し迫ったときに送っていただいても、うちの病院にしてもなかなか難しいかなと思います。

お忙しいことと思いますが、なるべく早く送っていただけるといいのかなと思いま す。よろしくお願いいたします。

### (大石部会長)

これは、年度末の発送した場合、回答が年度を超えてしまってもよろしいでしょうか。

# (事務局・大谷室長補佐)

障害福祉課の大谷でございます。

年度内の回答をしていただきたいと思いますが、年度を超えてしまっても、できる限り回答データに加え、反映をさせていきいと考えております。よろしくお願いいたします。

# (大石部会長)

はい、ありがとうございます。 では、事務局へお返しします。

### 7 事務局連絡事項

### (事務局・立花室長)

医療療育支援室の立花でございます。いつも大変お世話になっております。

今日はお忙しい中、会議に出席いただきまして、ありがとうございます。

初めてのWeb会議ということで、途中、回線も中断し、お聞き苦しくなりまして、大変申し訳ございませんでした。

そうした中におきましても、皆様方から貴重な御意見、御提言をいただきましたので、 しっかり事務局で検討を行い、次年度の事業実施につなげて参りたいと考えております。 また、三浦先生から呼吸器マッピングで、県も電子@連絡帳を使って進めるということ を御発言いただきまして、県も今後、ICTを活用した取り組みをしっかりと進めていきた いと考えております。

それから、今回、要支援者名簿の中で市町村の方で、医療的ケア児の把握がなかなか進まないという、現状の報告がありましたけれど、皆さんも御承知のとおり、来年度の報酬改定で、障害児通所支援事業所の基本報酬の部分で、医療的ケア児の基本報酬が新たに作られます。そこに医療的ケア児の新スコア表というのが出てきて、そこで見守りということも考慮して評価するという形になってきますので、少なくとも、障害児通所支援事業を使う児童については、医療的ケア児かどうかということは、市町村の方で把握されるのではないだろうかと考えております。

国の方でも、医療的ケア児の支援体制を報酬からもきちんと充実させておりますので、 また皆様方と力を合わせまして、支援体制を整えてまいりたいと考えておりますので、ど うぞよろしくお願いいたします。

なお次回、令和3年度の第1回部会は、7月に開催する予定としております。後日日程 調整の上改めて御連絡差し上げますので、どうぞよろしくお願いいたします。

本日はどうもありがとうございました。